

3. 策定委員会設置要綱

稲城市保健福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 稲城市保健福祉総合計画を総合的に検討し計画策定するため、稲城市保健福祉総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者福祉計画の策定に関すること。
- (4) 子育て支援計画の策定に関すること。
- (5) 保健医療計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に定める策定委員会委員（以下「委員」という。）28人内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉に関する関係団体の代表者
- (3) 保健福祉関係機関に属する者
- (4) 一般公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前項の委員の任期は、就任依頼の日から平成18年3月31日とし、補欠委員の期間は、前任者残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は委員長が召集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 策定委員会は下部組織として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、第2条に掲げる所掌事項について、各部会の課題と解決方策を明確にし、計画案の作成を行い、委員会に報告するものとする。
- 3 専門部会は、第3条に掲げる委員及び関係職員をもって構成する。
- 4 専門部会に座長を置く。
- 5 座長は、専門部会に属する委員の互選により選出するものとする。
- 6 専門部会は、必要に応じて委員等以外の者に出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は福祉部生活福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。